

第 8 期 決 算 公 告

平成21年6月26日

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 檜垣 誠司

連 結 貸 借 対 照 表 (平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,404,333	預 金	32,107,797
コールローン及び買入手形	658,619	譲 渡 性 預 金	582,040
債券貸借取引支払保証金	245,111	コールマネー及び売渡手形	336,790
買 入 金 銭 債 権	403,411	売 現 先 勘 定	790,455
特 定 取 引 資 産	519,567	債券貸借取引受入担保金	79,613
有 価 証 券	8,011,712	特 定 取 引 負 債	122,205
貸 出 金	26,509,254	借 用 金	647,508
外 国 為 替	78,588	外 国 為 替	2,548
そ の 他 資 産	906,688	社 債	825,258
有 形 固 定 資 産	326,503	信 託 勘 定 借 入	345,877
建 物	105,082	そ の 他 負 債	898,915
土 地	198,579	賞 与 引 当 金	12,403
リ ー ス 資 産	436	退 職 給 付 引 当 金	6,707
建 設 仮 勘 定	2,281	そ の 他 の 引 当 金	25,901
その他の有形固定資産	20,123	繰 延 税 金 負 債	22
無 形 固 定 資 産	61,107	再評価に係る繰延税金負債	30,695
ソ フ ト ウ ェ ア	17,797	支 払 承 諾	870,318
の れ ん	7,242	負 債 の 部 合 計	37,685,059
リ ー ス 資 産	30,609	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	5,458	資 本 金	327,201
繰 延 税 金 資 産	308,893	資 本 剰 余 金	493,309
支 払 承 諾 見 返	870,318	利 益 剰 余 金	1,287,467
貸 倒 引 当 金	△ 440,967	自 己 株 式	△ 86,795
		株 主 資 本 合 計	2,021,182
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 32,345
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	21,976
		土 地 再 評 価 差 額 金	41,712
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,363
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	26,980
		少 数 株 主 持 分	129,921
		純 資 産 の 部 合 計	2,178,084
資 産 の 部 合 計	39,863,143	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	39,863,143

連結損益計算書

平成 20年 4月 1日から

平成 21年 3月 31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		979, 276
資 金 運 用 収 益	677, 567	
貸 出 金 利 息	565,879	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	63,564	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	10,222	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	632	
預 け 金 利 息	10,290	
そ の 他 の 受 入 利 息	26,977	
信 託 報 酬	35, 414	
役 務 取 引 等 収 益	166, 611	
特 定 取 引 収 益	21, 277	
そ の 他 業 務 収 益	42, 467	
そ の 他 経 常 収 益	35, 936	
経 常 費 用		864, 873
資 金 調 達 費 用	130, 492	
預 金 利 息	80,347	
譲 渡 性 預 金 利 息	7,480	
コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	2,271	
売 現 先 利 息	1,360	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	601	
借 用 金 利 息	5,351	
社 債 利 息	28,518	
そ の 他 の 支 払 利 息	4,559	
役 務 取 引 等 費 用	48, 804	
特 定 取 引 費 用	251	
そ の 他 業 務 費 用	24, 209	
営 業 経 費 用	384, 465	
そ の 他 経 常 費 用	276, 651	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,715	
そ の 他 の 経 常 費 用	267,936	
経 常 利 益		114, 402
特 別 利 益		127, 579
固 定 資 産 処 分 益	105,183	
償 却 債 権 取 立 益	22,395	
そ の 他 の 特 別 利 益	0	
特 別 損 失		7, 784
固 定 資 産 処 分 損 失	1, 869	
減 損 損 失	3, 370	
そ の 他 の 特 別 損 失	2, 545	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		234, 196
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9, 563	
法 人 税 等 調 整 額	97, 471	
法 人 税 等 合 計		107, 035
少 数 株 主 利 益		3, 250
当 期 純 利 益		123, 910

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 19社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

りそな信託銀行株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 2社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

- ④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず

当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

ミニター株式会社

連結される子法人等であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連法人等としておりません。

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社

3月末日 15社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

	当連結会計年度末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	3,460百万円
譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円

(注) 信託報酬、分配益及び事務委託手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 494,193 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

（追加情報）

主要な連結される子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上してはいたしましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ 24,890 百万円増加しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,906百万円
一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。	
預金払戻損失引当金	6,928百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担金引当金	4,749百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。	
ポイント引当金	2,665百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。	
利息返還損失引当金	550百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。	

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・

貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は1,051百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)

25,381百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は245,077百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は84,558百万円、延滞債権額は418,639百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,373百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159,454百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は690,025百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は230,260百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	170,791	百万円
有価証券	5,203,489	
貸出金	238,036	
その他資産	3,978	

担保資産に対応する債務

預金	173,982	百万円
売現先勘定	790,455	
債券貸借取引受入担保金	79,613	
借入金	569,800	
その他負債	39	

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券964,143百万円及びその他資産122,682百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,486百万円、敷金保証金は23,337百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,182,364百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,943,019百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円

- 1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円
- 1 2. 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円
- 1 3. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。
- 1 4. 社債には、劣後特約付社債603,332百万円が含まれております。
- 1 5. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 410,635百万円であります。
- 1 6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は361,585百万円であります。
- 1 7. 1株当たりの純資産額 △303円 63銭
- 1 8. 連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	9,105 百万円	
	無形固定資産	498 百万円	
	合計	9,604 百万円	
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,945 百万円	
	無形固定資産	197 百万円	
	合計	6,143 百万円	
3. 期末残高相当額	有形固定資産	3,160 百万円	
	無形固定資産	300 百万円	
	合計	3,460 百万円	
4. 未経過リース料	1 年内	1,742 百万円	
	期末残高相当額	1 年超	2,155 百万円
	合計	3,898 百万円	

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,509 百万円
減価償却費相当額	2,399 百万円
支払利息相当額	136 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359 百万円であります。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△351,043	百万円
年金資産（時価）	449,914	
未積立退職給付債務	98,871	
未認識数理計算上の差異	41,414	
連結貸借対照表計上額の純額	140,286	
前払年金費用	146,993	
退職給付引当金	△6,707	

20. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第二基準）は、13.45%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益13,630百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却191,598百万円、株式等償却30,272百万円、株式等売却損25,566百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。
4. 1株当たり当期純利益金額 76円 27銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 53円 83銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	369,606	339

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	375,290	377,848	2,557	3,346	789
地方債	223,811	228,595	4,784	4,842	58
合計	599,101	606,443	7,342	8,189	847

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	356,788	393,976	37,188	68,445	31,256
債券	6,431,166	6,374,615	△56,551	4,217	60,769
国債	5,653,432	5,596,702	△56,730	2,102	58,832
地方債	196,053	196,843	790	1,310	520
社債	581,680	581,069	△611	804	1,416
その他	308,732	295,500	△13,232	2,489	15,721
合計	7,096,686	7,064,091	△32,594	75,153	107,747

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、22,007百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	28,224,898	48,374	44,272

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場内国債券	26,360
その他有価証券 非上場内国債券	367,967
非上場株式	69,145

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	3,146,533	2,715,207	1,003,001	503,301
国債	2,809,850	1,955,215	745,277	461,649
地方債	12,938	168,252	239,464	—
社債	323,744	591,739	18,259	41,652
その他	20,277	69,083	30,911	179,478
合計	3,166,810	2,784,291	1,033,912	682,779

(重要な後発事象)

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。

1. 合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

2. 合併の方法、合併後の会社の名称

株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。

3. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。

信託財産残高表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	112,856	金 銭 信 託	13,452,937
有 価 証 券	6,366,594	年 金 信 託	4,173,367
信 託 受 益 権	26,519,268	財 産 形 成 給 付 信 託	1,060
受 託 有 価 証 券	501	投 資 信 託	14,820,506
金 銭 債 権	353,466	金銭信託以外の金銭の信託	117,901
有 形 固 定 資 産	678,554	有 価 証 券 の 信 託	527,750
無 形 固 定 資 産	3,570	金 銭 債 権 の 信 託	373,541
そ の 他 債 権	10,228	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	120,071
銀 行 勘 定 貸	345,877	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	4,689
現 金 預 け 金	29,421	包 括 信 託	828,512
合 計	34,420,340	合 計	34,420,340

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 2. 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。
 3. 共同信託他社管理財産 1,907,990百万円
 4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 112,792百万円のうち、破綻先債権額は 38百万円、延滞債権額は 19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 32百万円、貸出条件緩和債権額は 3,803百万円であります。
 また、これらの債権額の合計額は 23,360百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	112,792	元 本	410,635
そ の 他	298,467	債 権 償 却 準 備 金	340
		そ の 他	284
計	411,260	計	411,260